

議案第 47 号

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 8月27日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1
号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和 49 年条例第 402 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「同条第 25 項」を「同条第 24 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。